

○厚生労働省令第百七十一号
 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第三十条第一項第二号イ及び第四十三条の規定に基づき、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第百五十八号）の全部を改正する省令を次のように定める。
 平成十八年九月二十九日
 厚生労働大臣 柳澤 伯夫

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準

目次

第一章 総則（第一条―第三条）

第二章 居宅介護、重度訪問介護及び行動援護

第一節 基本方針（第四条）

第二節 人員に関する基準（第五条―第七条）

第三節 設備に関する基準（第八条）

第四節 運営に関する基準（第九条―第四十三条）

第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第四十四条―第四十八条）

第三章 療養介護

第一節 基本方針（第四十九条）

第二節 人員に関する基準（第五十条・第五十一条）

第三節 設備に関する基準（第五十二条）

第四節 運営に関する基準（第五十三条―第七十六条）

第四章 生活介護

第一節 基本方針（第七十七条）

第二節 人員に関する基準（第七十八条―第八十条）

第三節 設備に関する基準（第八十一条）

第四節 運営に関する基準（第八十二条―第九十三条）

第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第九十四条・第九十五条）

第五章 児童デイサービス

第一節 基本方針（第九十六条）

第二節 人員に関する基準（第九十七条・第九十八条）

第三節 設備に関する基準（第九十九条）

第四節 運営に関する基準（第一百条―第一百七条）

第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第一百八条―第一百三三）

第六章 短期入所

第一節 基本方針（第一百四四）

第二節 人員に関する基準（第一百五五・第一百六六）

第三節 設備に関する基準（第一百七七）

第四節 運営に関する基準（第一百八八―第二百五五）

第七章 重度障害者等包括支援

第一節 基本方針（第二百六六）

第二節 人員に関する基準（第二百七七・第二百七八）

第三節 設備に関する基準（第二百八九）

第四節 運営に関する基準（第二百三〇―第二百三六）

第八章 共同生活介護

第一節 基本方針（第二百三七）

第二節 人員に関する基準（第二百三八・第二百三九）

第三節 設備に関する基準（第二百四〇）

第四節 運営に関する基準（第二百四一―第二百五四）

第九章 自立訓練（機能訓練）

第一節 基本方針（第二百五五）

第二節 人員に関する基準（第五五六・第五五七）

第三節 設備に関する基準（第五五八）

第四節 運営に関する基準（第五五九―第六二二）

第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第六二三・第六四四）

第十章 自立訓練（生活訓練）

第一節 基本方針（第六四五）

第二節 人員に関する基準（第六五六・第六六七）

第三節 設備に関する基準（第六六八）

第四節 運営に関する基準（第六六九―第七一一）

第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第七一二・第七二三）

第十一章 就労移行支援

第一節 基本方針（第七四四）

第二節 人員に関する基準（第七四五―第七七七）

第三節 設備に関する基準（第七七八・第七七九）

第四節 運営に関する基準（第七八〇―七八四）

第十二章 就労継続支援A型

第一節 基本方針（第八五五）

第二節 人員に関する基準（第八五六・第八七七）

第三節 設備に関する基準（第八七八）

第四節 運営に関する基準（第八八九―八九七）

第十三章 就労継続支援B型

第一節 基本方針（八九八）

第二節 人員に関する基準（八九九）

第三節 設備に関する基準（第九〇〇）

第四節 運営に関する基準（第九〇一・第九〇二）

第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第九〇三―第九〇六）

第十四章 共同生活援助

第一節 基本方針（第九〇七）

第二節 人員に関する基準（第九〇八・第九〇九）

第三節 設備に関する基準（第九一〇）

第四節 運営に関する基準（第九一一―第九一三）

第十五章 多機能型に関する特例（第九一四―第九一六）

第十六章 一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例（第九一七・第九一八）

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第四十三条第一項の基準及び同条第二項の指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準並びにこれらのうち法第三十条第一項第二号イの基準該当事業所が満たすべきものについては、この省令の定めるところによる。

(定義)

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 利用者 障害福祉サービスを利用する障害者及び障害児をいう。
- 二 支給決定 法第十九条第一項に規定する支給決定をいう。
- 三 支給決定障害者等 法第五条第十七項第二号に規定する支給決定障害者等をいう。